国民年金

国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。

また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

①60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を合計して10年以上)を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人

②昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人(70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます。)

※①及び②について、加入の手続き先は、市役所・町村役場の国民年金担当係です。

③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になってもらい、協力者を通じて、最後に在住していた市役所・町村役場の窓口で手続きを行います。

日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。

1、これから海外に転居する場合は、住所地の市役所・町村役場。

2、既に海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所。

3、本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者等)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて**月額400円の付加保険料**を納めることができます。付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市役所・町村役場又は年金事務所へお申し出ください。

平成30年度　自衛官等募集案内

募集種目	資　格	受付期間(締切日必着)	試　験　日	試験会場	合格発表
自衛官候補生	18歳以上33歳未満	年間を通じて行っています	30年12月15日 31年 1月20日 31年 2月 9日 31年 3月 9日	相馬原駐屯地 (12月～2月) 新町駐屯地 (3月)	合格発表は試験時にお知らせいたします

※この他の試験希望又は興味のある方は、下記までお問い合わせください。

沼田地域事務所　☎0278-23-4111

自衛隊群馬地方協力本部　☎027-221-4471

年末に向けて不法投棄にご用心ください

群馬県では、廃棄物の不法投棄や不法焼却などの不適正な処理を防止するため、12月を「廃棄物適正処理推進月間」と定めています。

不法投棄などの不適正処理は、未然防止と早期発見がとても重要です。地域の環境は地域で守る観点から、不適正処理の情報(日時や場所など)の提供にご協力をお願いします。

●通報先　産業廃棄物110番(フリーダイヤル0120・81・5324(ハイゴミツーホー))、または吾妻環境森林事務所総務環境係(☎0279・75・4611)

年末特別警戒 12月11日～31日

年末は犯罪や交通事故の増加が懸念されます。これらの犯罪・事故を防止し、皆さんが安心して新年を迎えられるよう「年末特別警戒」を実施します。

●運動の重点
・多額の現金を扱う際や夜間金庫を使用する際は、特に周囲に注意する。
・夜間は人通りの少ない道は避け、防犯ブザーを携帯するなど、日頃から防犯を心がける。
・振り込め詐欺などの被害を防ぐため、電話でお金を要求する話や医療費などの還付金の話がでたら、詐欺と疑い、家族や警察、市町村担当課に相談する。
・短期間の外出でも必ず戸締まりをし、在宅中でも玄関などの鍵を掛ける。
・車両から離れるときは必ず鍵を掛け、自転車には二重ロックをする。
・夕方や夜間に外出する際は、反射材を活用するなど、交通事故に気を付ける。
●お問い合わせ先
県警察本部生活安全企画課 ☎027・243・0110 内線3032

12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

週間について
平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。
北朝鮮当局による人権侵害問題について、関心と認識を深めましょう。
拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき問題とされています。解決のためには、この問題について関心と認識を深めていくことが大切です。
●お問い合わせ
吾妻警察署 ☎0279・68・0110

相続登記の登録免許税が免税されます！

個人が相続（相続人に対する遺贈も含みます）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とする登記については、登録免許税を課さないこととされました。
また、土地について相続（相続人に対する遺贈も含みます）による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地が市街化区域外の土地であって、市町村の行政目的のため相続による土地の所有権の移転の登記の促進を特に図る必要があるものとして、法務大臣が指定する土地のうち、不動産の価額が10万円以下の土地であるときは、2018年11月15日から2021年3月31日までの間に受ける当該土地の相続による所有権の移転の登記についても登録免許税を課さないこととされました。
詳しくは、前橋地方法務局ホームページをご覧ください。
●お問い合わせ 前橋地方法務局中之条支局 ☎0279・75・3037 URL http://houmukyoku.moj.go.jp/maebashi/

介護で仕事を辞める前にご相談ください！

介護に直面しても、介護休業制度等を利用しながら働き続けることができます。会社に就業規則がなくても利用できる制度もあります。
仕事と介護の両立のための「両立支援制度」について迷わずご相談ください。
●お問い合わせ 群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027・894・4739
●受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始除く）

「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき**350万円以内**を、固定金利（年1・76％（平成30年5月10日現在））で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。
詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、左記のコールセンターへお問い合わせください。
●お問い合わせ
教育ローンコールセンター ☎0570・008656（ナビダイヤル）または☎03・5321・8656

訪問購入（訪問買い取り）のトラブルに注意！

（事例）

業者から「不用品を買い取る」という電話勧誘を受け自宅の不用品を処分しようと思い、来訪を了承した。いざ来訪すると「貴金属はないか」と強引に貴金属を買い取られた。

訪問購入では、消費者からの要請がないのに突然訪問して勧誘すること（不招請勧誘）は禁止されています。以下も不招請勧誘にあたります。

・査定のみ依頼したのに、訪問のついでに買い取りも勧誘すること
・事前の約束とは違う物品について買い取りの勧誘をすること

買い取ってもらうつもりがなければきっぱり断りましょう。

買い取りを依頼する時は一人で対応せず、契約書面の交付を求めましょう。

購入業者には以下の事項を記載した契約書面を消費者に交付する義務があります。

・物品の種類や特徴
・購入価格
・クーリングオフについての説明事項
・申し込みや契約の年月日
・事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名

★クーリングオフ期間中

（書面受領日を1日目として8日間）は購入業者への引き渡しを拒むことができます。

●お問い合わせ・ご相談

吾妻郡消費生活センター ☎0279・75・1166

太陽光発電設備設置に対し、土地を貸す場合、トラブルにならない為にしっかり確認しましょう

太陽光発電設備を設置したいので、利用していない土地を貸してほしいと業者の方より話をもちかけられた場合に、次のような点を十分に確認し、承諾または契約を進めるようにしてください。

・土地の所在する自治体などに、業者が説明している根拠や背景などが事実としてあるか、周辺の土地の状況に変化があるのかなどを問い合わせる。
・業者に対しては具体的な契約内容などについて書面などで説明を求める。
・できる限り土地の現況を自分や家族の目で実際に確認したり、土地の登記情報も確認する。

また、このようなことに承諾または契約する時は、一人で決めず、家族や身近な人に相談しましょう。

少しでも、おかしいと気づいたり、トラブルにあったら消費生活センターに相談してください。

●お問い合わせ 吾妻郡消費生活センター ☎75・1166

ニューイヤー駅伝2019inぐんま
～第63回全日本実業団対抗駅伝競走大会～

日本のトップアスリートが集結し、熱き戦いを繰り広げるニューイヤー駅伝2019inぐんまが新春の上州路を舞台に繰り広げられます。

なお、大会の模様は、TBS系列28局フルネットで午前8時30分より6時間生中継されます。

群馬県民の皆さん、是非ご声援ください。

※大会当日は、交通規制にご協力をお願いします。

●お問い合わせ 県庁生活文化スポーツ部スポーツ振興課 ☎027・226・2081

●県ホームページ
http://www.pref.gunma.jp

インフルエンザにご注意を！

県内でインフルエンザが流行し始めています。

手洗いと咳エチケットでインフルエンザを予防しましょう。

◎まめに手洗いをしましょう

流水とせっけんによる手洗いで、手指などについたインフルエンザウイルスを洗い流します。アルコール製剤による消毒も効果があります。

◎咳エチケットをしましょう

咳やくしゃみが出る時は、他の人に顔を向けないようにして、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を押さえましょう。また、できるだけマスクをつけましょう。

◎ワクチンを接種しましょう

インフルエンザワクチンは、ウイルスに感染しても、発症しにくくしたり、重症化を防いだりする効果があります。

●お問い合わせ 群馬県庁保健予防課 ☎027・226・2618

高山村役場 地域振興課 ☎63・2111